

（午後1時00分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、18番 中本さん。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今年も25の方が定年退職されると聞いております。本当に長きにわたり本市発展のために頑張ってくださいましたことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、議場におかれましても、吉田健康福祉部長、奈良建設部長、中谷会計管理者、木次消防長の4の方が、この定例会が最後となります。本当に長きにわたり頑張ってくださいましたこと、心から厚くお礼を申し上げたい。

そして、今後もこれまでの豊富な経験を生かして、本市発展のためにご意見等を頂きますよう切にお願い申し上げます。本当にご苦労さまでした。

それでは、4項目について質問させていただきます。

1項目、公務員採用試験受験可能年齢について。

全国の公務員採用試験可能年齢で最高年齢は、茨城県つくば市の59歳、最少年齢は大分県日田市の23歳です。橋本市の受験可能年齢は、大卒29歳、短大・高卒25歳です。橋本市の受験可能年齢は何を根拠に制定されているのか、お伺いしたいと思います。

2項目め、(仮称)新紀見トンネルについてお伺いします。

新紀見トンネルも和歌山県側の工事が終了しており、大阪府側の工事を残すだけとなっております。工事完成は平成30年代中ほどと聞いています。工事の進捗状況を伺いたい。

3項目め、女性消防職員の採用について。平成27年7月に総務省消防庁から、女性消防職員の比率を令和8年度当初までに5%に引き上げるということです。橋本消防本部の女性消防職員の現状について伺います。

項目4、橋本市に二つの消防本部がある変則体制について。

変則体制を解消するために、伊都消防本部と高野消防本部と、広域化に向けてどのような話をしてきたのか、伺いたい。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さんの質問項目1、公務員採用試験受験可能年齢に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）公務員採用試験受験可能年齢についてお答えします。

民間の事業主においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第9条の規定が適用され、労働者の募集及び採用については年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならないとされており、原則として募集時に年齢制限を設けることは禁止されています。しかし、地方公務員については第9条の規定が適用除外とされており、年齢制限を設けることが可能となっております。

このことから、採用試験における受験可能

年齢については、各地方公共団体の裁量で決定することができるため、本市における職員採用については、国家公務員等の一般的な年齢制限を参考にし、従来から受験可能年齢を大卒29歳まで、大卒以外を25歳までとしています。

一般的に、受験可能年齢を引き上げることは受験者数の増加及び幅広い人材の確保ができるというメリットがありますが、一方で、職員の年齢構成が不均一となり、適正な人事管理に支障が出る可能性もあるとされます。

しかしながら、本市を含め地方公共団体における技術職や専門職の採用については、事務職と比べ受験者数が少なく、特に近年は優秀な人材を確保することが困難な状況であるため、令和2年度、本市においては受験可能年齢を39歳までに引き上げ、受験者の確保に努めています。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん、再質問ありますか。

18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。受験可能年齢は各自治体の裁量によって決めるということですよ。よく分かりました。

なぜ私がこの質問をしたかといいますと、私は新聞で、有田市が職員採用年齢を55歳に引き上げたという新聞を見ました。よく読んでみますと、これは技術職ということなんですけども、その内容がすばらしい。就職氷河期世代、そしてその後、コロナ感染症で職を失った人に対し、その優秀な人を確保しようということで55歳に上げたということ。これを私は大いに評価したいと思います。

先ほどの答弁で、本市も39歳に上げたと言いますが、内容は理由が違いましたよね。片や受検者側の立場にあって、そして、今のこの時期に、コロナで離職を余儀なくされた

人たちのためにというのと、片や本市は、技術職なんかを最近受験してくれる人が少なかったから39歳に上げたということですが、やっぱり意味が違うということを私は申し上げたいと思います。

そういう中で、私は和歌山県下9市の受験年齢を紹介させていただきたいと思います。まず、35歳が3市あります。和歌山市、御坊市、田辺市。そして、34歳が海南市、有田市、そして、29歳が橋本市、28歳が岩出市、27歳が新宮市、そして、25歳が紀の川市と、まちまちです。

ここで私、今、紹介したいのは、和歌山県も35歳ですよ、県も。ですから、この際、本市の受験可能年齢29歳を35歳に引き上げて、より優秀な職員を採用するというにしようかということ、私には提案したいんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）今のご提案は、まずは一般事務職に限ってのご提案ということでございますが、議員はもういろいろ、いろんな自治体をお調べになって、今日の質問に臨まれていると思いますので、もう余計な話はやめておくんですけども、ちなみに、今現在の橋本市の一般事務職員の競争倍率だけ少し申し上げたいと思います。

一応、全国的には、私が調べたところ4倍前後の自治体が多いというふうに認識しております。その中で橋本市のここ3年間の倍率は、平成30年度が6.8倍、令和元年度が6.5倍、今年度、令和2年度ですけども、あくまで内定ということなんですけども、7.1倍ということになっております。数字的には競争性はどちらかといえば高いほうかなというふうに思っております。

今ご提案いただいた、県に合わせてどうかというご提案ですけども、このことについて

ては以前から私どもも検討はしているんですけども、コロナ禍のという話も一方ではあるんですけども、引き続き上限については検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ただ今の答弁を聞かせていただきまして、ちょっと寂しいですね。

私は、29歳から35歳へ6歳上げることがそんなに難しい問題でしょうか。私は決して6歳上げること、市にとって私はマイナスにならないと思いますけども、その辺、今の答弁を聞きますと、35歳というのがどうも何かネックになるような感じですけども、これは先ほども言いましたように、全国では年齢がばらばらということになっております。そして、59歳というのは私、つくば市1市を挙げましたけども、昨年まではもう一市ありました。福井県小浜市です。

そこで、ちょっと調べたところ、今年から引き下げた、59歳から43歳からというふうに聞きました。ですから、私は今の29歳を40歳、50歳に上げてほしいということは言っていない。ただ、6歳上げることによって、私は受験者の方が1人でも多く本市の試験を受けてもらえるということに意義があり、そして、優秀な人材を確保することが大いに意義があると、私はそう思っております。

そういう中で、検討するということから、別にしないとは言っていないというのは、それは分かります。しかし、私も無茶なことを提案していない。ただ6歳上げを提案しておるだけですが、これについてもやはり検討中ということでしか答えは出ませんか。再度お願いします。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）議員おっしゃっていることもよく分かりますし、和歌山県の採用上限というのもよく分かります。です

から、上限を、35歳かどうか分かりませんが、もう少し上げるということに関して、それも含めた上で、含めて検討をするというふうなことを申し上げたいと思います。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。それも私も重々分かってはおるんですけど、ただ、35歳というのが私は頭にありましたので、そこは質問させてもらいました。

そして、1回目の答弁の中で、職員の年齢構成が不均一、そして、人事管理に支障があるという答弁がありましたよね。私はこの6歳上げるだけで、そんなにこういう問題ありますか。この二点について、どういう理由なのか、再度お願いします。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）市としてはなるべく、年齢別の職員構成というのはある程度均一にしていきたいということで、それが不均一であるがゆえに、例えば、係長であるとか課長補佐であるとか、課長のポストに就けるときに、やっぱり年齢等が不均一であるがゆえに人事的に配置しにくいという、そういう状況にもなる可能性があるということで、そうなるということではないんですけど、実際は35歳まで上げたとして、どれだけの、そもそも採用人数にもよるわけなんですけど、どれだけの人が、30歳から35歳の方がどれだけ採用されるかというのは全く分からないような状況ですので、可能性があるということで、大きな、根幹的な問題ということではないとは思っております。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）結局、私、1回目の答弁の中でもこの二つの点が気になりました。やはり、当局側と私の考え方の相違というのがあるんだなと思いましたが、私はそれであれば、県や和歌山市ほか2市で35歳あり

ましたが、どのように考えているのかなというふうに私は考えました。

これはもう話したところで、別に35歳にしないとは言っていないので、検討してくれるということですので、もうこれぐらいに私しますけども、できることであれば、やっぱり年齢幅を上げていただいて、より多くの人に本市の試験を受けていただくということに私は意義があると思いますので、ひとつよろしくお話ししたいと思います。

次にお尋ねしたいと思います。

学歴による受験年齢というのがありますよね。和歌山県下の9市においても学歴による受験年齢があるのは3市だけです。本市橋本市、岩出市、田辺市。あとの6市は統一です。大卒から高卒まで受験年齢は統一。

しかし、本市を含めて3市が学歴による受験年齢があるということ。この辺も統一ということが考えられませんか、本市で。私は、先ほども言ったように、やはり多くの人たちが受験をしてもらえるとということに意義があると思いますので、できれば統一してもらえ受験年齢というのを考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）おただしの学歴による受験可能年限については、これについては私自身も以前から少し、ちょっと憂いがあったところがございます。

私の答えからしますと、これについてはやはり、学歴により受験可能年数を変えるというのは、あまり変える理由もあまりないということで、ここについてはできるだけ統一した方向にしていきたいなというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）では、統一してくれるということで受け取ってよろしいんでしょう

ね。再度お願いします。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）そのような方向で検討していきます。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）すっきりしない答弁を頂きましたけども、検討するというので、あれで統一してくれるんだろうなというふうに、私はいいほうに解釈させてもらっているのかな。ちょっと心配ですけども。もう少し私、この二点については気持ちよく、35歳に、そして、学歴による年齢を統一しますと言われてもらえるとばかり思っていました。

しかし、どうしても何か、検討します、検討しますと、よく昔は、最近ではないですよ。昔は検討イコールしないというふうに私どもは取っていましたので。最近ではそういうことはないと思いますけど、検討はしてもらえというふうに私はいいほうに解釈させてもらいますけども、ひとついい方向に向かって検討してほしいと思いますので、よろしくお話しします。

以上、この項目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、（仮称）新紀見トンネルに対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）（仮称）新紀見トンネルについてお答えします。

一般国道371号バイパス（橋本市東家から河内長野市石仏区間）は和歌山県と大阪府の交流を促進するとともに、物流の効率化を実現し地域の活性化に寄与する地域高規格道路、大阪橋本道路の一部として整備が進められています。

（仮称）新紀見トンネル2.1km区間は平成31年、2019年4月に貫通していますが、供用開

始は大阪府側の石仏バイパスの完成後となります。大阪府側の石仏バイパス6.1kmの区間のうち、河内長野市石仏から（仮称）新紀見トンネル坑口までの4.7km区間については、大阪府において事業が進められています。

このうち、石仏から天見までの3.7km区間は平成30年9月までに供用されています。残り1.0km区間のうち、全長450mのトンネル工事1か所は既に完成し、現在、河川の付け替え工事や橋梁工事等を進めており、今後、残る1か所の新設トンネル工事、設備工事等を行い、2020年代前半の供用をめざすと聞いています。

このバイパス区間は、和歌山県紀北地域と大阪府南部の社会経済活動の骨格をなす重要な区間であるほか、災害時の緊急医療活動や物資輸送等においても地域住民の希望と命をつなぐ道路となることから、早期完成は本市の悲願でもあり、1日も早い全線供用に向け、引き続き国土交通省、大阪府、和歌山県に対し整備促進の働きかけを行います。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん、再質問ありますか。

18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。丁寧なご答弁を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、早速、再質問させていただきますけれども、ただ今の答弁の中にもありましたように、石仏バイパスが完成してから（仮称）新紀見トンネルの開通となるということですが、私もよく、この新紀見トンネルの開通はいつ頃開通するんや、何年頃やということをお聞きします。そのときに私が言えることは、平成30年代中頃と聞いていますと、それしか言いようがない。

そういう中でお伺いしたいのは、一体この新紀見トンネルの開通はいつ頃かというのは、

だいたいいつ頃になるのかなということは、言える範囲で、もしあれば教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）今、議員おっしゃったとおりで、私も壇上で答弁させてもらったとおりでございます。公に公表されていますのは2020年代前半となります。

現在、大阪府側の工事につきましては、（仮称）新紀見トンネルを使用して両側から工事を行っていきまして、少しでも早い供用をめざしていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ということはやはり、はっきりした年代は言えないということですね。分かりました。これ以上聞いても、これやっぱり、市の工事と違いますので、仕方ないので、そういうふうにとらせていただきます。

二点目についてお伺いしますが、新紀見トンネルの名称はどうなるのかということです。今現在のトンネルは紀見トンネルという名称で呼ばれていますが、今度新しくできる新紀見トンネルもこの紀見トンネルという名称でいくのかいかないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）名称につきましては、府県間トンネルになりますので、現在、大阪府と和歌山県が調整中であるというふう聞いております。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）では、今の段階では別に名称はどうなるのかというのはまだ分からないということですね。分かりました。

次に、三点目についてお伺いしたいと思いますけれども、新紀見トンネルが開通した場合、

旧紀見トンネルの利用というのはどうなるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）現在の紀見トンネルにつきましては、今までと同様に通行が可能です。ただしながら、建設から50年経過しております、老朽化が進んでおることが考えられますので、来年、県のほうが点検いたしまして、点検の結果次第によっては、（仮称）新紀見トンネル供用開始後に補修工事が進められることとなります。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。私も今お聞きしたとおり、やはり今の紀見トンネルはもう50年以上はたっているということですよ。老朽が激しいという中で、やはり補修工事というのが必要ではないのかなと思っていました。

そういう中で、一応、今の紀見トンネルも利用するというので、そして、新しくできる新紀見トンネルが4車線ですか、あれは、そして、今のが2車線ということで。新紀見トンネルは2車線ですか。勘違いしていました。ということは、両方で4車線ということですね。

というのも、旧紀見トンネルもやはり本市の紀見峠の北部の人なんかは、やはり旧紀見トンネルを通るほうが便利かもわからないし、特にまた天見地区の人なんかは、やっぱり今の紀見トンネルを通行するのが便利だと思います。ということですね。よく分かりました。

次に、そうしたら、四点目としてお伺いしたいのは、トンネルの両入り口に、今現在のトンネルで、橋本市側に河内長野市の看板が掲げられていますし、そして、大阪府側の入り口に橋本市の看板が掲げられています。橋

本市の看板は、世界遺産の玄関口、橋本の柿、味は日本一、そして、河内長野市は、ようこそ大阪歴史館、文化財のまち河内長野市というふうに見板が掲げられています。

この看板についても、やはり新紀見トンネルについてもこれは看板が掲げられるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）議員のおただしにお答えさせていただきます。

今、議員のほうから説明のありました看板につきましては、道路管理者である大阪府に橋本市が占有許可を得て設置させていただいています。

設置した経緯なんです、2001年に紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産登録の暫定リストに掲載されたことに伴って、高野山をはじめとする世界遺産への玄関口として通行する人が増加するだろうということを想定して、観光や特産品をPRするために設置したものであるという経過です。

今おただしの、今後看板をというお話ですが、現在、看板等についての現段階での設置は考えていないのですが、先ほど来のお話の中で、開通までいましばらく時間があること、それから、今、観光等のPRについては様々なツールを活用しているところでございますので、看板設置が本当にツールの一つとしてふさわしいのかどうかも含めた、今後、検討になるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）よく分かりました。

私ほんで申し上げたいのは、看板を掲げる云々は別にして、もし掲げるのであれば、この工事中に看板ができれば簡単にできるんじゃないのかな、しかし、開通してから看板を

上げようとなれば、やはり通行等の問題があって大変だと思しますので、その辺も十分考えて協議して行ってほしいなということだけお願いしておきます。

以上、この点は終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、女性総消防職員の採用に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（木次則雄君）登壇〕

○消防長（木次則雄君）女性消防職員の採用についてお答えいたします。

平成27年7月に総務省消防庁から、消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取組の推進についてという通知が出され、女性がゼロの消防本部については早期に解消すること、また、女性消防吏員の比率を全国的な数値目標として令和8年度当初までに5%に引き上げることを共通目標とする、女性消防職員の計画的増員を確保していくための積極的な取組が要請されています。

この数値目標を踏まえ、本市としては、令和2年3月市議会定例会において6番議員のご質問にお答えしたとおり、令和8年4月1日までに女性消防職員を3名確保できるよう計画しています。

現時点で本市には女性消防職員はいませんが、今年度の職員採用試験により、女性消防職員2名の合格者を確保しており、令和3年4月の採用を予定しております。残る1名についても、総務省消防庁が示す時期までに優秀な女性消防職員を確保できるよう、積極的に取り組んでいきます。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん、再質問ありますか。

18番 中本さん。

○18番（中本正人君）それでは、再質問させていただきます。

私もこの質問に対しては、ちょうど1年前、昨年の3月定例会で6番議員が質問されております。その当時は、先ほどの答弁にもありましたように、女性消防職員はゼロ人、いなかったということで、私も消防職員となればなかなか女性では難しいだろうなというふうに考えていました。そうなれば、やはり女性職員消防職員となれば体育系の女性が一番適任かなというふうに考えておりました。

しかし、今の答弁を聞きますと、もう既に2名が内定していると、この4月から2名の女性消防職員が採用されるということ聞き、安心しました。ですから、あと1人のもう一名については令和8年度当初までということですので、心配ないだろうというふうに思います。

そこで、一点だけお伺いしたいのは、この4月1日から女性消防職員が採用されるということで、設備面での整備状況というものはどうなっているのかということについて、一点だけお伺いします。

○議長（土井裕美子君）消防長。

○消防長（木次則雄君）中本議員の質問についてお答えいたします。

女性消防職員の設備面にありましては、今年度事業として、消防庁舎の2階の既存の仮眠室があります。それを改修して、現在、女性専用仮眠室と仮眠用のベッド、トイレ、ユニットバス、洗濯機を配置し、また、セキュリティを確保するために、施錠可能な女性専用施設の整備中であり、今年度末までの完成を予定しております。

それと、また、今後も継続的に女性消防職員が第一線で活躍できるよう、引き続き環境整備に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

では、この質問を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目4、橋本市に二つの消防本部がある変則体制に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（木次則雄君）登壇〕

○消防長（木次則雄君）橋本市に二つの消防本部がある変則体制についてお答えいたします。

平成18年3月1日の旧橋本市と旧高野口町との市町合併に伴い、橋本市に橋本市消防本部と伊都消防組合消防本部の二つの消防本部が存在するという変則体制となっています。

この問題を解消するために、平成18年1月4日付で橋本市長と伊都消防組合管理者との間で覚書が締結され、平成23年2月末までに広域消防の組織変更か伊都消防組合からの脱会かについて協議してまいりましたが、市町間での合意形成に至りませんでした。

その一方で、平成20年5月30日に策定された和歌山県消防広域推進計画に基づき、県下消防を五つのブロックに統合する消防広域化の話が進み、紀北ブロックとして五つの消防本部の広域化について、平成23年3月に準備委員会を設置して協議を重ねてきましたが、話し合いがつかず、平成23年11月の準備委員会の解散により、紀北ブロック5消防による広域化は見送られました。

和歌山県では、和歌山県消防広域化推進計画が計画どおりに進んでいないため、同計画の再策定に向け検討を進めていると聞いています。

現在、本市としては、和歌山県の動向を見ながら、平成28年4月1日から橋本・伊都地域消防指令センターを設置・運営をしています。この消防指令業務の共同運用を契機として、橋本市消防本部、伊都消防組合消防本部、高野町消防本部の3消防による広域化を検討

しています。

消防本部の変則体制を解消するための消防広域化については本市の重要課題であると認識していますので、今後もこの3消防による広域化に向け、市町間での合意形成に努力をしてまいります。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん、再質問ありますか。

18番 中本さん。

○18番（中本正人君）それでは、再質問させていただきたいと思います。

私もこの質問に対しては、3回目の質問となります。1回目が平成21年、そして、2回目が令和元年、そして、今年、3回目。そして、先ほど答弁にありましたように、1回目の答弁では、覚書の平成23年までには組織変更か脱退か、二つに一つの答えを出すという答弁を頂きました。

しかし、その答弁も頂けず、私は10年後の令和元年に再質問したということ。そのときは、どうしても話し合いがつかないということ、そして、これからは高野町消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本市消防本部の3消防の広域化に向けて頑張りますという答弁を頂いて、ただ今の答弁になったと思いますけども、ただ、私の耳に聞こえてこない。どのような広域化に向けて話し合いをしているのかということは全然聞こえていないということです。

私も、かつらぎ町議会においても、また、高野町議会においても、私の友人がいますし、私もこの質問をさせてもらう限りでは、最低限の情報は得ております。しかし、どういふ話し合いをしているのかというのは全然見えてこないというのが現実です。

こういう中で、ただ今の答弁にもありましたように、広域化に向けて努力してまいりますということですけど、これもまた、こういう言い方はいけませんけども、話し合いをして



きたが、全然進展がなかったと終わってしまう可能性もなきにしもあらずという中で、この問題は最終的には、私はやはり首長間での話合いに、これは当たり前のことですけれども、なると思うんです。

そういう中で私は市長にお聞きしたい。というのは、あくまで今、答弁にもあったように、3消防の広域化に向けてやっていくんだと、そういうお考えなのか、いや、それでも、やはりどう考えてもや今の変則体制でやっていくしかないというのであれば、僕はそれでもいいと思います。

ですが、最終的にはやっぱり市長の考え一つであると思いますので、その辺をはっきりと私は市長の口からお聞きしたら、もうこの質問については今後する必要もありませんし、どちらかの、二つに一つの回答、返答をお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えします。

大変以前からの質問の答弁が中途半端やったなということで、大変申し訳なく思っています。ただ、私の考えの中には、3消防を一緒にするメリットって何なのかなというのも考えています。確かに、伊都消防組合が高野口地域を管轄しているという部分では、若干、二重行政的なところはあるのかなというふうには思います。

平成28年4月1日から指令共同がスタートして、協力体制はできています。ただ、3消防を一緒にしたとしても、消防署自身の数が減らせるわけではなくて、現状を維持しておかないといけないという問題があります。そして、1本にすることによって消防職員の人件費が相当上がってくるのではないかなと。最終的には全て橋本市の消防職員の給与に合

わせていくとなると、非常に当市の負担が増えていくということも現実にあると思います。

それで、メリットとしては、消防長が3人いてるのを2人に、次長が2人減ぐらいのメリットで、ほとんどそういうところにおいてはメリットがないのかなと。

現状の消防の協力体制も、指令共同をすることによって連携もできておりますし、例えば、富貴の場合は橋本市消防本部が行っていますし、高野龍神スカイラインのところは伊都消防組合が行っているというふうな連携はうまく取れていると思っています。

今、無理に一緒になる必要はないのかなというふうに思っています、非常に、最終的には橋本市の財政負担がさらに厳しくなるということになろうかなと思いますし、指令共同をスタートさせていますので、その連携体制も今現在十分できています。

問題は、確かに高野口町の皆さんが伊都消防組合の管轄にあるということで、多少の二重行政はあるかなと思いますけれども、歴史がずっと伊都消防組合と高野口消防団が連携して、火事の消火、救命救急をやってもらっていますので、そんなに大きなごはないのかなというふうに思っております、現在、このままの体制をしばらく維持していきたいというふうに思います。

伊都消防組合から高野口町を取るということは恐らく伊都消防組合は納得しませんし、やはり、2町の了解を取らなくてはできませんので、それは全く難しい問題です。

そういうことも含めて、私としては現状の体制を維持していきたいというふうに考えていますので、財政面も含めて、ご理解いただけたらなというふうに思います。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）どうも済みません。私はそういう市長の答弁を聞いたかったです。

というのは、別に高野町消防本部と広域化するのとは意味がないと僕は思うし、そして、伊都消防組合につきましても、以前にもありましたように、やはり、伊都消防組合もかつらぎ町、高野口町、そして九度山町の3町の意見をもらわないと、脱退はそこでできないと。ということは、いつまでたっても、極端な言い方をすれば、できないというですよ。

それでしたら、もう今の現状でいくしかないということは、私もそう思っていました。それをはっきり言ってもらわないと、いつまでたってもこの中途半端な変則体制が続くということで、私、3回目の質問となったわけですけれども、今の市長の答弁を聞きまして、

私ももうこの変則体制には納得しておりますので、もうこれで、この変則体制については終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さんの一般質問は終わりました。

この際、2時まで休憩いたします。

（午後1時49分 休憩）